

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公表番号】特表2017-515881(P2017-515881A)

【公表日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2017-022

【出願番号】特願2016-568694(P2016-568694)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/74	(2015.01)
A 6 1 K	35/745	(2015.01)
A 6 1 K	35/747	(2015.01)
A 6 1 K	35/744	(2015.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	13/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/68	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 K	35/745	
A 6 1 K	35/747	
A 6 1 K	35/744	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	13/02	1 0 5
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/68	

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月2日(2018.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

胎児及び／又は新生児にプロバイオティック微生物を送達するための医薬組成物又は食品組成物であって、前記医薬組成物又は食品組成物の使用は、前記プロバイオティック微生物を妊娠中の女性の口腔にコロニー形成に適した経口製剤の量を前記妊娠中の女性の口腔に投与して、それによって前記プロバイオティック微生物は胎児及び／又は新生児に送達することを含む、医薬組成物又は食品組成物。

【請求項2】

胎児及び／又は新生児へのプロバイオティック微生物の送達が、胎児及び／又は新生児における乳児疝痛を発症するリスクを治療又は軽減する、請求項1に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項3】

胎児及び／又は新生児へのプロバイオティック微生物の送達が、胎児及び／新生児における壊死性腸炎(NEC)を発症するリスクを治療又は軽減する、請求項1に記載の医薬

組成物又は食品組成物。

【請求項 4】

妊娠中の女性の口腔のコロニー形成が、早産児の発症リスクを治療又は軽減し、及び／又は低出生体重のリスクを軽減する、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 5】

妊娠中の女性の口腔のコロニー形成が、前記妊娠中の女性における歯肉炎又は尿路感染を発症するリスクを治療又は軽減する、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 6】

プロバイオティック微生物が、乳酸菌である、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 7】

乳酸菌が、ラクトバチルス属及び／又はビフィドバクテリウム属である、請求項 6 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 8】

ラクトバチルス属の細菌が、L. ロイテリ、好ましくは、L. ロイテリ D S M 17938 及び／又は A T C C P T A 5289 である、請求項 7 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 9】

経口製剤が、咀嚼錠、チューインガム、ロゼンジ及び／又はシロップである、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 10】

製剤が、妊娠中の女性の口にコロニー形成するのに十分な時間、妊娠中の女性の口に留まる、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 11】

前記経口製剤が、約 10^6 c f u ~ 約 10^9 c f u のプロバイオティック微生物を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 12】

妊娠中の女性の口腔にプロバイオティック微生物を投与することが、前記妊娠の一部の間に生じる、請求項 1 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 13】

前記妊娠の一部が、妊娠の最後の数週間である、請求項 12 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 14】

妊娠中の女性がヒトであり、前記妊娠の一部が、28週目～36週目であるか、又は28週目～妊娠終了時である、請求項 12 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 15】

胎児及び／または新生児の微生物を移動させるための医薬組成物又は食品組成物であって、前記医薬組成物又は食品組成物の使用は、妊娠中の女性の口腔にコロニー形成に適した口腔製剤の量で前記妊娠中の女性の口腔にプロバイオティック微生物を投与することを含み、ここで、前記プロバイオティック微生物が、胎児及び／または新生児に微生物をそれによって送達され、胎児及び／又は新生児の微生物の移動をもたらす、上記医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 16】

プロバイオティック微生物が、乳酸菌である、請求項 15 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 17】

乳酸菌が、ラクトバチルス属及び／又はビフィドバクテリウム属である、請求項 16 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 18】

前記ラクトバチルス属の細菌が、L. ロイテリ、好ましくは、L. ロイテリ D S M 1

7 9 3 8 及び / 又は A T C C P T A 5 2 8 9 である、請求項 1 7 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 19】

経口製剤が、咀嚼錠、チューインガム、ロゼンジ及び / 又はシロップである、請求項 1 5 に記載の医薬組成物又は食品組成物。

【請求項 20】

胎児及び / 又は新生児における小児疝痛又は壊死性腸炎(N E C)を発症するリスクを治療又は軽減するための医薬組成物又は食品組成物であって、前記医薬組成物又は食品組成物の使用は、妊娠中の女性の口腔にコロニー形成に適した口腔製剤の量で前記妊娠中の女性の口腔にプロバイオティック微生物を投与し、それによって、胎児及び / 又は新生児に前記プロバイオティック微生物を送達し、胎児及び / 又は新生児における児疝痛又はN E C の発症するリスクを治療又は軽減することを含む、医薬組成物又は食品組成物。